

泉佐野市地域共生社会推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域共生社会の推進を図るため、あらゆる世代の住民同士の親睦交流を目的とする事業等を実施する支部福祉委員会、町会、長生会、NPO 団体等に対し、予算の範囲内において、泉佐野市地域共生社会推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、泉佐野市補助金等交付規則（平成 17 年泉佐野市規則第 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、次条に規定する事業を実施する団体等とする。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）のいずれかとする。ただし、国、府からの補助金又は市からのこの要綱に定める補助金以外の補助金を受けて実施する事業については、対象としない。

(1) 支部福祉委員会活動強化事業

支部福祉委員会が実施する世代間交流事業、又は、住民同士の親睦交流によって、地域共生社会の推進を目的とする事業（福祉要素の無い地域イベントや祭り、スポーツ大会等は不可）で市長が認める事業。

(2) 地域共生推進型事業

町会、支部福祉委員会、長生会、NPO 等が実施する担い手が世代を越えて循環する仕組みと新たな交流を創出するために実施する次の基本事業及び加算事業。

①基本事業として、次に掲げる事業をすべて実施すること

- ア e スポーツ体験及びスマートホンの使い方指導
- イ 昔遊び体験

②加算事業として、①に合わせて次に掲げる事業を実施（実施した場合のみ加算）。

- ア 移動図書館ルリビタキを利用した児童への本の読み聞かせ
- イ 参加者への提供のための駄菓子コーナーの設置
- ウ 鉄道玩具を利用したキッズコーナーの設置
- エ キッチンカー等を利用した参加者数の確保
- オ 授産製品の販売コーナーの設置
- カ 地域の子育て世帯への高齢者によるレスパイトの提供
- キ その他開催町会等が企画するもの

- 2 交付対象事業は、前項各号に掲げる事業のうちいずれかひとつとする。
- 3 交付対象事業を複数回実施している場合は、前項各号に掲げる事業毎で合算して申請することができる。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、前条各号に掲げる事業に直接要する経費のうち、会場設営費、用具の賃借料、原材料費、飲食費（開催場所での飲食のみ対象とする）、賞品代、会場借上料、講師等への謝金、印刷製本費、備品購入費、保険料、交通費及びその他市長が必要と認める経費とする。

- 2 収入がある場合は、前項に規定する経費から収入を差し引いた額を交付対象経費とする。

(補助金の額及び交付回数)

第5条 補助対象事業を実施する場合の補助金の額は、第3条第1項各号に掲げる事業のうち申請する事業にかかる交付対象経費の額とし、次の各号に規定する額を限度とする。

- (1) 第3条第1項第1号に規定する事業（支部福祉委員会活動強化事業）

交付対象経費の1/2額が100,000円以上の場合は100,000円

交付対象経費の1/2額が100,000円未満5万円以上の場合は50,000円

交付対象経費の1/2額が50,000円未満3万円以上の場合は、30,000円

- (2) 第3条第1項第2号に規定する事業（地域共生推進型事業）

①基本事業 200,000円

②加算事業 事業毎に30,000円を加算

- 2 補助金の交付は、前項各号に規定するメニューごとに毎年度1回までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請は、泉佐野市地域共生社会推進事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、当該事業を実施した日が属する年度の2月20日までに次に掲げる書類を添えて申請することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算額調書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 規則第4条の規定により補助金交付の決定をしたときは、泉佐野市地域共生社会推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第8条 補助金の交付決定をした後において、事情の変更により申請の内容を変更しようとするとき、又は事業を中止しようとするときは、泉佐野市地域共生社会推進事業変更(中止)承認申請書(様式第3号)を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、可否について補助金変更(中止)承認通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 規則第11条の規定による実績報告書は、泉佐野市地域共生社会推進事業補助金実績報告書(様式第5号)によるものとし、補助事業完了後すみやかに、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 決算額調書
- (3) 請求書及び領収書の写し
- (4) 事業の実施が確認できる写真(個人情報保護の観点から写真撮影が望ましくないものを除く)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定及び請求)

第10条 規則第12条の規定による補助金の額を確定したときは、泉佐野市地域共生社会推進事業補助金確定通知書(様式第6号)により通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、この通知を受けた日から10日以内に泉佐野市地域共生社会推進事業補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、適正な請求書を受け取った日から1か月以内に補助事業者に対して補助金を交付しなければならない。

2 市長は、第7条の規定により交付決定を行った後、必要があると認めたときは、補助金の全部または一部を概算払により交付することができる。

3 補助事業者は、前項の規定により補助金の全部または一部の概算払を受けようとするときは、泉佐野市地域共生社会推進事業補助金概算払交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(概算払の精算)

第12条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた補助事業者は、第10条による通知を受けたときは、泉佐野市地域共生社会推進事業補助金概算払精算書（様式第9号）により精算手続きをとらなければならない。

2 前項の精算により、補助金の超過交付額が生じた場合は、市が指定する日までにこれを返還しなければならない。

(補助金の交付の取消し等)

第13条 市長は、交付申請者が偽りの申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、補助金を交付せず、もしくは減額し、又は全部もしくは一部を返還させることができる。

(検査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、交付申請者に対して事業内容について報告させ、又は検査を行うことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年11月15日から施行し令和6年4月1日から適用する。